

岐阜県公報

目次

告示

土地収用法に基づく収用又は使用の手続の開始

(用地課)

ページ

号外(二) 令和二年一月十六日

告示

岐阜県告示第九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和二年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

二 事業の種類

一般国道四百七十五号新設工事(有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県養老郡養老町大跡字東畑地内から三重県いなべ市北勢町阿下喜字樋之口地内まで)及びこれに伴う附帯工事

三 手続が開始される土地

ア 収用の手続が開始される土地

岐阜県海津市南濃町志津字菖蒲原、字仲原、字横割、字山田及び字南山、徳田字奥田、字江南、字大原及び字大谷並びに庭田字北谷地内

イ 使用の手続が開始される土地

岐阜県海津市南濃町志津字菖蒲原、字仲原、字横割、字山田及び字南山、徳田字奥田、字江南、字大原及び字大谷並びに庭田字北谷地内

四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所
海津市役所

令和二年一月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社